

令和7年度第3回目黒区入札監視等委員会（延べ45回）議事概要

日 時 令和8年3月24日（火）18時00分から19時55分まで

場 所 総合庁舎4階特別会議室

出席者 岡田委員、伊東委員、播磨委員（委員3名、出席委員3名）

【議 題】

- 1 入札・契約状況について
- 2 公契約条例の適用状況等について

【資 料】

- 資 料 1 入札・契約状況について（令和7年9月30日現在）
- 資 料 1-1 競争入札における工種別落札率の状況（令和7年9月30日現在）
- 資 料 1-2 競争入札の実績（令和7年9月30日現在）
- （令和7年度 競争入札による契約一覧 工事）
- （令和7年度 競争入札による契約一覧 設計）
- （令和7年度 競争入札による契約一覧 物品）
- 資 料 2 令和7年度 公契約条例の適用状況等について（令和7年9月30日現在）

※非公開議題については、議題及び資料の記載を省略しています。

議 事 概 要（議題についての意見）

1 入札・契約状況について

事務局：議題1「入札・契約状況について」事務局から説明

委 員：資料1について、令和7年度は上半期分の件数が記載されていると思うが、前年度の半数より多い件数なのは年度前半に契約が集中するためか。

事務局：年度当初、特に4月1日付契約が多く、上半期に件数が増える傾向がある。

委 員：緊急で行わなければならない工事が発生した場合、競争入札ではなく必ず随意契約となるのか。

事務局：緊急性の度合いによるが、施設の維持管理に支障が生じる機器故障や災害復旧等、入札を行う時間的余裕がない場合は、随意契約で対応している。

委 員：工種別の落札率について、空調や給排水工事の落札率が低かった要因は何かあるか。

事務局：予定価格が300万円未満の工事は最低制限価格の対象外であり、そのような工事の中で60%台の落札率となった案件が複数あったことが、単純平均落札率が低下した1つの要因と考えている。年間を通して見れば大きく下がるということにはならないと認識している。

委 員：向原小学校の改築に伴う工事について、金額が大きい電気設備や機械設備の工事がそれぞれあるが、こういった工事は内容として分けて発注するものなのか。

事務局：学校改築工事は、建築工事、機械設備工事、電気設備工事の3工種に分けて分離発注している。学校改築となると、それぞれの工事金額はかなり大きくなる。

委 員：電気設備工事だけで8億円を超えているが、内訳として諸々含まれているのか。

事務局：電気設備工事では、キュービクル式の受変電設備や盤の設置等を行う必要があり、学校改築となると工事金額はこれぐらい高くなる。

2 公契約条例の適用状況について

事務局：議題2「公契約条例の適用状況について」事務局から説明

委 員：保育園の給食調理業務において、急に辞めてしまった事業者について報告を受けたが、その後は別の事業者が携わっているのか。

事務局：当該事業者とは10月をもって契約を解除し、その後は区の職員による直営で業務を行っており、令和7年度については新たな事業者と契約していない。令和8年度以降については、プロポーザルで事業者を選定し、新たに契約を交わす予定である。

委 員：公契約条例の適用状況の資料について、それぞれの契約種別において、全体の総契約金額のうち、公契約条例適用の契約金額の比率を示し、比較できるようにしてもらえるとありがたい。

事務局：来年度以降の資料として盛り込めるか検討する。

委 員：給食調理業務委託について、複数の学校や園をまとめて契約しているのは、同一事業者に委託した方が効率的だという背景があるのか。

事務局：それぞれの学校や園によって委託を開始した時期が異なっており、その時に対象となる学校をいくつかまとめて発注している。事業者にとっても、ある程度まとまっている方がスケールメリットが出やすいのではないかな。

委員：資料2の工事請負契約において、同じ施設で複数件の記載があるのは、工種が違うからという理解でよろしいかな。

事務局：そのとおりである。例えば資料2の14番から16番で言うと、14番の改修工事というのが建築工事に当たり、機械設備、電気設備ということで3つに分かれている。

委員：保育園の話に戻るが、事業者が不在となり区の直営で運営しているとのことだが、新たな事業者への委託は4月1日以降でなければできない状況なのか。それとも、事業者が現れなかったため、結果として継続的に区の直営となっているのか。また、今後同様の事例が複数発生した場合、人員に限りがある中で区としてどのようにオペレーションしていくのかについて懸念があり、考え方を伺いたい。

事務局：今回の対応については、事業者から「明日から業務を行わない」と一方的に契約解除の申し出があり、まず翌日以降をどう対応するかが喫緊の課題となったため、当面は区の直営で対応し、新たな事業者が決まるまで直営を継続する判断とした。年度途中で新たな事業者を探すこと自体は、相手がいれば対応可能だが、給食調理業務は年間を通じて人員を確保し準備するという性質があり、年度途中から受託できる事業者を見つけることは難しい状況だった。残り5か月弱の期間で事業者を探す場合、事務的負担も大きいため、今年度は直営で最後まで実施する判断とした。
職員がいなければ直営対応はできないため、同様の園が複数発生した場合は対応が困難になる。その場合には、新たな事業者の募集や別の手法を含め、その時点で可能な対応を検討していくことになる。

委員：「明日から業務を行わない」といった一方的で急な申出があった場合、民間契約であれば違約金条項などのペナルティを設けることも考えられる。本件の契約については、そのような違約金の請求を行うような内容にはなっていないということか。

事務局：相手方とは交渉する余地がなく一方的に契約解除という形であったため、損害賠償を求めるには必要な手続きが不足していると判断した。そのため、区の対応としては、業務を行っていなかった部分の契約金額を削減する形で契約変更を行い、指名停止の措置を取った。